入　札　説　明　書

1「入札に関する条件」及び「注意事項」

（1）入札番号

26 入札第 35 号

（2）購入物品名及び数量

原子吸光分光光度計　1式

＊規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

（3）「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書」（調達様式第 11 号）を郵送又はＦＡＸにて提出すること。（持参も可。）

※「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕平成 26 年６月 26 日　17 時 00 分

※　一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できません。

（4）「同等品承認願」の提出について

例示品ではなく、仕様書に基づき同等品にて入札書を提出される場合は「同等品承認願」（調達様式第 4 号）を郵送又は持参にて提出し、事前に審査を受けること。

提出については複数回可能とし、受付日翌日より３日以内（休日を除く）に、審査結果を農政課よりＦＡＸにて回答します。

※「同等品承認願」の提出場所及び最終提出期限等

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔最終提出期限〕平成 26 年６月 20 日　17 時 00 分

〔提出方法〕メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者職氏名・代表者印を押印のうえカタログ等の仕様が確認できる書類と共に提出すること。（同等品については複数可。但し、納品は一種類とすること。）

※「同等品承認願」に添付するカタログ等の資料については、仕様書番号を付して要求をみたす箇所を明確にしてください。

また、カタログ等に記載のないものについては、メーカーの機能証明書を提出してください。

（5）物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕長崎県農林技術開発センター　本館１階　原子吸光室（諫早市貝津町 3118）

〔納入期限〕平成 26 年９月 30 日

（6）入札期日及び場所

〔入札期日〕平成 26 年６月 27 日　10 時 00 分　開始

〔入札場所〕長崎県庁本館１階１－Ｂ会議室

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

（7）質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第６号）」を下記提出場所へ平成 26 年６月 20 日 17 時 00 分までにＦＡＸにて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、平成 26 年６月 25 日までに「質問への回答書（調達様式７号）」により FAX にて回答します。

①仕様書に関する質問提出場所　農政課　普及・情報班

ＦＡＸ０９５－８９５－２５８９　TEL095-895-2919

②調達手続きに関する質問提出場所　物品管理室

ＦＡＸ０９５－８９４－３４６８　TEL095-895-2881

（８）入札書の記載方法

ア　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8/100 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/108 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第 8 号）に記載すること。

ウ　入札金額（首標数字）は訂正することができない。

エ　入札書の提出後は、書き換え、引き換え又は撤回することができない。

オ　入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第 9 号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

（※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。）

【注意事項】

・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札物件名を記入し提出して下さい。
・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
・入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

（９）入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

免除する。

イ　契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の 10/100 以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
・入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

①2,000 万円以上
②2,000 万円未満 500 万円以上
③500 万円未満

（ウ）契約保証金の納付は国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

（10）入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからケにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ　一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ　入札者が法令の規定に違反したとき。

エ　入札者が連合して入札したとき。

オ　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ　入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

キ　指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク　長崎県が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ　同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

コ　入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

サ　入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。

シ　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

ス　入札書の首標金額が訂正されているとき。

セ　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

（11）落札者の決定

ア　予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ　落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・開札日において、第１回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定です。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の２第１項第８号の規定により、見積を行う場合があります。

よって、入札は、見積を含め最大４回となる場合があるので、入札書（４枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。

（12）契約書の作成等

ア　落札通知を受けた日から７日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、「 契約書（調達様式第 106 号)」を提出すること。

イ　この調達契約は、世界貿易機関（WTO)協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

ウ　その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

（13）競争入札の参加資格

ア　令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第１項の規定に該当しない者である。

イ　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並び昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格申請をこの公告の日の前日までにしており、かつ平成 26 年６月１日現在で当該資格を得ていること。

ウ　前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している中小企業者であること。

エ　この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

オ　この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

２その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住　所〕〒850－8570 長崎県長崎市江戸町２－１３

〔名　称〕長崎県出納局物品管理室

〔電　話〕095－895－2881

仕　　様　　書

品　名	構成	要　求　仕　様	数量	例示品
原子吸光分光光度計	原子吸光分光光度計本体、オートサンプラー、制御・データ処理用PC（制御ソフトウエア含む）、消音コンプレッサー、プリンター及びその運用に必要な付属品からなること		1式	
	本体	①分析対象の土壌、作物体、水、たい肥、肥料および産業廃棄物の酢酸アンモニウム抽出液、塩酸抽出液、強酸分解液、水抽出液の溶液試料中の金属元素成分について高感度（K・Mg・Ca・Na：0.1ppm、Cu・Zn・Fe・Mn：0.01ppm、Cd：0.01ppm、Pb：0.05ppmまで）に定量分析できること ②測光方式はダブルビーム方式、バックグランド補正方式はD2ランプ補正であること ③バーナーヘッドは耐薬品のあるチタン製でサンプル濃度に対応するため角度可変であり、分解清掃が容易であること ④分析装置一式が幅150cm×奥行き75cmの実験台に設置可能で、分析装置本体の高さが80cm以下であること ⑤ホローカソードランプは6本以上のターレット方式であり、また、当センターで所有している浜松ホトニクス㈱のホローカソードランプが使用可能であること ⑥最適ガス流量が自動設定可能で、可燃性で漏洩すると爆発の危険性があるアセチレンガスを使用するためガス漏れや逆火防止の安全装置を有すること ⑦制御ソフトウェア及び取扱説明書は日本語で表記してあること ⑧下記制御・データ処理用PCで作動操作が可能であること		株式会社　島津製作所 AA-7000F 又は サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社 iCE3300
	オート サンプラー	⑨PC制御で上記本体と連動して作動し、最大試料点数が試薬用5点、サンプル60点以上が搭載可能で、自動洗浄、ランダムアクセス機能を有すること		株式会社　島津製作所 ASC-7000 又は サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社 ASX-260
	制御・データ 処理用PC	⑩PCはデスクトップ型のOSは日本語版Windows7　Professionalonal SP1（32bit）以降版、CPUはPentium®プロセッサーG645（2.90GHz）同等品以上、メモリはRAM　2G以上、ハードディスク容量は500GB以上であり、記憶装置としてDVD/CD-RWを本体に内蔵し、ディスプレイは17インチ以上TFTカラー液晶パネルであること		富士通 ESPRIMO　D582/F 又は DELL OptiPlex9010
	コンプレッサー	⑪コンプレッサーは消音タイプ（50dB/m以下）、作動圧力は0.39MPa以上、電源はAC100V,60Hzでであること。		ｸﾛﾀﾞｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ JUN-AIR　6-15又は6-25
	プリンター	⑫プリンターはA4用紙印刷、両面印刷が可能で、最高解像度5760（横）×1440（縦）以上であること。		Canon PIXUS iP7230 又は ｴﾌﾟｿﾝ ｶﾗﾘｵ　EP-306
	付属品	⑬・本体と制御・データ処理用PC・オートサンプラーを接続するケーブル　1式 ・制御・データ処理用PCとプリンタを接続するケーブル　1式 ・本体とコンプレッサー及び本体とガスボンベを接続するガス管　1式 ・上記⑨のオートサンプラーを使用する際に必要な標準試料容器5点、サンプル容器60点		
納品期限	平成26年9月30日			
納品場所	長崎県農林技術開発センター　本館1階　原子吸光室			
付帯工事の有無	無			
納入条件	運搬、据付、調整、試運転、取扱説明を含む。			
その他				

［ 留意事項 ］

例示品または、上記要求仕様を満たすもの（同等品）を納品すること。